

# 新型コロナウイルス感染症に関する横浜町対処方針

## 1. 現在の状況

1月21日以降、横浜町では「公共施設の一部利用休止及び行事・イベントの中止期間」を定め感染予防対策を実施しており、町有施設の利用についても、4月10日までは町外の方の利用についてはご遠慮いただくよう協力をお願いしてきたところです。

しかし、青森県の感染状況は、新規感染症患者の発生が高止まった状態であり、加えて、4月下旬からゴールデンウィークを迎えることにより、人の流れや人同士の接触機会が増えることで、感染リスクが高まることから、これまでの取り組みを継続していく必要があります。

## 2. 公共施設の利用及び行事・イベント等について

**期間** 令和4年4月11日から令和4年5月10日まで

### 1) 公共施設の利用

・公共施設については、利用形態に応じた感染防止対策を徹底し、施設利用者は基本的には町内の方とし、町外の方の利用についてはご遠慮いただく。

## 2) 行事・イベント等

- ・三密の発生や大声での発声等が想定されない場合は、徹底した感染防止対策を実施したうえで開催する。
- ・感染防止対策の徹底が難しい場合には、中止・延期や開催方法の見直しを含め慎重に判断する。

## 3) 町立学校における対応

- ・学校行事等は、地域の感染状況等を踏まえて内容や方法を工夫して実施する。(必要に応じて、中止や延期を検討)
- ・部活動については、徹底した感染防止対策を講じた上で、公式試合及び公式戦以外も実施可能とする。ただし、公式戦以外については、県内(可能な限り同地区)の学校間に限定し、宿泊並びに交流校との飲食は禁止。また、合宿も禁止とする。
- ・外部人材は、日常的に来校している者を除き、来校による直接指導の原則禁止。

## 4月11日以降の感染防止対策のポイント

4月10日までの取組	4月11日以降の取組
1. 行事・イベント、施設等	
① 町主催の行事・イベント等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○三密発生、大声での発声等が想定されないときには、徹底した感染防止対策を実施した上で開催</li> <li>○感染防止対策の徹底が難しい場合には、中止・延期や開催方法の見直しを含め慎重に判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三密発生、大声での発声等が想定されないときには、徹底した感染防止対策を実施した上で開催</li> <li>○感染防止対策の徹底が難しい場合には、中止・延期や開催方法の見直しを含め慎重に判断</li> </ul>
② 町有施設	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○多くの方が利用する町有施設等について、利用形態に応じた感染防止対策を徹底（町外からお越しの方の利用をご遠慮いただく）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多くの方が利用する町有施設等について、利用形態に応じた感染防止対策を徹底（町外からお越しの方の利用をご遠慮いただく）</li> </ul>
2. 学校等における対応	
① 町立学校における対応	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校行事等は、地域の感染状況等を踏まえて内容や方法を工夫して実施（必要に応じて、中止や延期を検討）</li> <li>○部活動の制限（活動日数の制限、公式試合を除く大会等への参加及び合宿の禁止）</li> <li>○外部人材は、日常的に来校している者を除き、来校による直接の指導の原則禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校行事等は、地域の感染状況等を踏まえて内容や方法を工夫して実施（必要に応じて、中止や延期を検討）</li> <li>○部活動については、<u>徹底した感染防止対策を講じた上で、公式試合及び公式戦以外も実施可能とする。ただし、公式戦以外については、県内(可能な限り同地区)の学校間に限定し、宿泊並びに交流校との飲食は禁止。また、合宿も禁止する。</u></li> <li>○外部人材は、日常的に来校している者を除き、来校による直接の指導の原則禁止</li> </ul>

◎お問合せ

横浜町新型コロナウイルス感染症対策本部（役場総務課内）

TEL 0175（78）2111（内線326）